**選挙運動用自動車運転手契約書**

南関町　議会議員 ・ 長　選挙候補者　　　　　　　　　　　　（以下「甲」という。）と

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、甲が選挙運動のために使用する自動車の運転について、次のとおり契約する。

１　業務内容　公職選挙法に定める選挙運転用自動車の運転

２　契約期間　　　　　年　　月　　日　～　　　　　年　　月　　日

３　運転する車の車種及び登録番号

４　契約金額　契約金額　金　　　　　　　　円（税込）

（内訳 １日につき　　　　　　　円（税込） ×　　日間）

５　請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南関町に帰属することにならない限りにおいて、乙は、南関町議会議員及び南関町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例に基づき南関町に対し請求するものとし、甲は請求に必要な手続を遅滞なく行わなければならない。この場合において、乙が南関町に請求することができる金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足額を速やかに支払うものとする。

ただし、甲に係る供託物が公職選挙法第93条の規定により南関町に帰属することとなった場合は、甲は乙に対し、契約金額全額を速やかに支払うものとする。

６　その他

この契約に定めるもののほか、必要な事項は、民法その他法令に従い、甲乙協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

年　　月　　日

甲　南関町　議会議員 ・ 長　候補者

住　所

氏　名

乙　住　所

名　称

代表者